



船橋市議会議員（市民社会ネット）

浦田秀夫通信

第90号
2012年9月

自宅 船橋市松が丘 4-31-5 TEL&FAX 047- 466-6019
事務所 船橋市高根台 6-38-9 TEL&FAX 047- 461-1350
メール urata.hideo.1950@gmail.com ブログ <http://urata-hideo.seesaa.net/>

保育所の設置基準

市は現行基準維持の方針

地域主権改革一括法により、児童福祉法が改正され、これまで国が定めていた児童福祉施設の設置基準等について市の条例で定めることになった。

市は、12月議会への条例上程を目指しているが、7月18日の健康福祉委員会で市の方針が示された。

条例で市が基準を定める児童福祉施設は、助産施設、母子生活支援施設、保育所の3施設。

保育所については、現在市が認可要領に規定している基準を条例として規定する方針。

国の基準は、乳児室が園児1人当たり1.65平米、ほふく室が3.3平米。船橋市の認可基準は乳児室、ほふく室とも園児1人当たり4.95平米となっている。

市は、現在待機児童対策として、定員の120%の児童を受け入れ、実際には認可基準を下回っているが、今回市が、国の基準を上回る基準を条例化する方針を示したことは、保育の質を確保する上で評価できるものである。

母子生活支援施設「夏見母子ホーム」は、国の基準が1世帯30平米以上、浴室、便所付きに対し、1世帯18平米、浴室、便所は共同使用で、国の基準を大きく下回っている。市は現在老朽化している母子ホームを行田に移転、建て替える方針。それに合わせて国の基準をクリアしたいと説明した。

精神保健行政に関して

参考人から意見聴取

8月8日に開かれた健康福祉委員会、参考人として千葉病院長の鈴木洋文先生や総武病院長の佐藤譲二先生などをお呼びして、市内における精神保健の現状や精神保健行政の課題などについて意見を伺った。

両先生からは、精神保健福祉相談員が圧倒的に不足している、20人位は必要（現在は正規5人、非常勤の4名体制）であること。

100人以上いる保健師さんにもっと精神保健にかかわってほしいこと。夜間、休日など24時間の相談体制が必要であること。

地域移行については、入院して3年経つと自宅への帰宅が困難になる。しっかりとしたグループホームを作ることが課題。

現在精神を中心としたグループホームは市内4カ所、制度上、夜間にスタッフを配置できないので夜間に人を配置できる制度が必要などの意見が述べられた。

また、鈴木洋文先生から、市が計画している新保健福祉センターに船橋地域活動支援センター「オアシス」を移転させることについて、

「オアシスは街中であってはじめて意味がある。街中に精神保健施設があることがまちづくりの形、我々の意見を聞くことなく『オアシス』を新保健福祉センターに持っていくことは反対」との意見が述べられた。

第3回定例市議会開会中

第3回定例市議会が9月3日から9月27日の日程で開催中。市長からは子ども医療費助成

拡大や認証保育所運営費補助金の補正予算や習志野台第一保育園新築工事請負契約の議案などが提案されている。詳細は次号報告する。

全国最低水準の公園整備率

8月21日、都市計画審議会が開かれ。旭町5丁目公園等4カ所の街区公園を都市計画公園として追加する議案と小室1号緑地など5カ所の緑地を都市計画緑地として追加する議案が提案され、両議案とも全会一致で承認された。

船橋市の1人当たりの都市公園面積は、2.84平米（22年度末）で、全国の9.75平米、千葉県のみ6.48平米及び近隣市と比べて大変少ない状況で全国最低の水準だ。

市は、優先順位を定め街区公園を計画的に整備する方針で、毎年10カ所ほど都市公園として追加すると述べたが、市が土地を買収して整備するのは年間2カ所程度、後は民間の開発行為に伴って整備され、市に寄付された公園を都市公園として追加するという状況だ。

これでは、いつまでたっても全国最低水準の公園整備は進まない。市民は身近な公園の整備を求めている。もっと市税を投入し計画的に公園整備をはかるべきだと意見を述べた。

小室東地区の地区計画と同地域の生産緑地の変更についての報告があった。同地区は、区画整理事業組合が設立され、区画整理事業が行なわれているが、同地域の地区計画として建物の用途制限や敷地面積の最低限度、かき又はさくの構造の制限を定めるものだが、地区計画の目標である「良質で質の高い住宅市街地の保全を図る」というよりも区画整理事業組合や代行開発業者の採算を考えた現状追認の計画のようで、わざわざ地区計画を定める必要性はないように思えた。

生活保護問題議員研修会

生活保護利用者が全国で200万人を超え、人気お笑い芸人母親の生活保護費問題等、生活保護利用者に対するバッシングが強まっている。

野田政権は2013年度予算で生活保護費削減をめざし、保護基準額の引き下げや親族による扶養義務の強化等を検討している。

こうした中「生活保護 200万人時代、地方行政に何ができるか」というテーマで生活保護問題議員研修会がさいたま市で、8月24日、25日の日程で開かれた。

「子どもの貧困連鎖を断ち切るために」と題し

て、元県立高校教師の白鳥勲さんから、埼玉県から委託をされた生活保護世帯の子どもを対象にした無料の学習教室の実践報告があった。

生活保護など貧困家庭の子が学習環境に恵まれないに進学を諦め、それがハードルになって貧困に陥る「貧困の連鎖」を食い止めるために、元教員や学生ボランティアらが1対1で教えるもので、家庭訪問から始まり、算数で言えば小学校3～4年生の学力で止まった子を高校進学させる実践報告は大変感動的であった

進む議会改革

市長に反問権、反論権を付与

議会運営委員会では議会改革について協議してきた。これまで本会議の質問は、壇上から議員に向かって質問していたが、これを市長等に向かって行なう対面方式に。また、全項目をまとめて質問し、まとめて答弁する一括質問方式（質問回数3回まで）を各項目毎に質問し、各項目毎に答弁する分割質問方式（質問回数は制限なし）の試行を行なっている。

これらの改革によって市民から見て解りやすい議論と議論を深める効果が期待されている。

8月22日の議会運営委員会では、さらに議論を深めるために市長へ反問権・反論権を付与することを決め、内容や付与者（市長以外の理事者）は制限せず、一括質問方式の場合は3回まで、分割質問方式の場合は大項目毎に3回までとし、第3回定例会（9月議会）から実施することになった。

また、常任委員会は今まで1日で5常任委員会が同時に開催されてきたが、これでは市民や議員が他の委員会を傍聴できないことから、1日1常任委員会開催を第3回定例会から試行することになった。

これらの改革は、2元代表制の主旨を活かし、市民からの負託に答える議会にするために提案、議論してきたもので、これからも改革案を積極的に提案し、その実現を目指します。

浦田秀夫のブログは毎日更新中

日頃の活動や市政、県政、国政、国際政治のできごとに関する意見、主張などを日記風に綴っています。ぜひ一度ご覧下さい。皆さんからの情報提供やご意見などをお待ちしています。

